

平成27年10月 土木工事積算基準 正誤表

区分	頁・行	誤	正	備考
下水道 (委託積算基準)	基本計画-5 (733)	<p>ホ 消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税法及び地方税法に基づき、設計業務等に課せられる消費税等の額とする。 消費税等相当額 = [ ( (直接人件費) + (直接経費) + (その他原価) ) + (一般管理費等) ] × (消費税等率)</p> <p>(3) 設計変更の積算 業務委託の変更は、官積算書を基にして次式により積算する。 業務価格 (落札率に乗じた額) = 変更官積算業務価格 × { (直前の請負額) / (直前の官積算額) } 変更業務委託料 = 業務価格 (落札率に乗じた額) × (1 + 消費税等率)</p> <p>【参考資料】電子成果品作成費 (下水道基本計画策定) 「土木設計業務等の電子納品要領 (案)」に基づく電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。ただし、電子成果品の内容等が、上記の納品要領と異なる場合など、これによりがたい場合は、別途考慮する。 電子成果品作成費 (千円) = 5.1 X ** ただし、X : 直接人件費 (千円) (注) 1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位 (小数点以下切り捨て) で代入する。 2. 算出された電子成果品作成費 (千円) は千円未満を切り捨てる (小数点以下切り捨て) ものとする。 3. 電子成果品作成費の上下限については、上限 : 250千円、下限 20千円とする。</p> <hr style="border: 1px dashed red;"/>	<p>ホ 消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税法及び地方税法に基づき、設計業務等に課せられる消費税等の額とする。 消費税等相当額 = [ ( (直接人件費) + (直接経費) + (その他原価) ) + (一般管理費等) ] × (消費税等率)</p> <p>(3) 設計変更の積算 業務委託の変更は、官積算書を基にして次式により積算する。 業務価格 (落札率に乗じた額) = 変更官積算業務価格 × { (直前の請負額) / (直前の官積算額) } 変更業務委託料 = 業務価格 (落札率に乗じた額) × (1 + 消費税等率)</p> <p>【参考資料】電子成果品作成費 (下水道基本計画策定) 「土木設計業務等の電子納品要領 (案)」に基づく電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。ただし、電子成果品の内容等が、上記の納品要領と異なる場合など、これによりがたい場合は、別途考慮する。 電子成果品作成費 (千円) = 5.1 X ** ただし、X : 直接人件費 (千円) (注) 1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位 (小数点以下切り捨て) で代入する。 2. 算出された電子成果品作成費 (千円) は千円未満を切り捨てる (小数点以下切り捨て) ものとする。 3. 電子成果品作成費の上下限については、上限 : 250千円、下限 20千円とする。 <u>4. 従前設計業務と併せて行う業務については、またる業務 (判断基準は直接人件費の金額) の算定式を適用する。</u></p>	文言の追加

平成27年10月 土木工事積算基準 正誤表

区分	頁・行	誤	正	備考
<p>下水道 (委託積算基準)</p>	<p>施設設計-3 (807)</p>	<p>ホ 消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税法及び地方税法に基づき、設計業務等に課せられる消費税等の額とする。 消費税等相当額 = <math>[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) + (\text{一般管理費等})] \times (\text{消費税等率})</math></p> <p>(3) 設計変更の積算 業務委託の変更は、官積算書を基にして次式により積算する。 業務価格 (落札率に乗じた額) = 変更官積算業務価格 <math>\times \{(\text{直前の請負額}) / (\text{直前の官積算額})\}</math> 変更業務額科目 = 業務価格 (落札額に乗じた額) <math>\times (1 + \text{消費税等率})</math></p> <p>【参考資料】電子成果品作成費 (下水道施設設計業務 (管渠、ポンプ場、終末処理場)) 「土木設計業務等の電子納品要領 (第9)」に基づく電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。 ただし、電子成果品の内容等が、上記の納品要領と異なる場合など、これによりがたい場合は、別途考慮する。</p> <p>電子成果品作成費 (千円) = <math>6.9X^{**}</math></p> <p>ただし、X : 直接人件費 (千円) (注) 1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位 (小数点以下切り捨て) で代入する。 2. 算出された電子成果品作成費 (千円) は千円未満を切り捨てる (小数点以下切り捨て) ものとする。 3. 電子成果品作成費の上下限については、上限 : 700千円、下限 20千円とする。</p> <hr style="border-top: 1px dashed red;"/>	<p>ホ 消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税法及び地方税法に基づき、設計業務等に課せられる消費税等の額とする。 消費税等相当額 = <math>[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) + (\text{一般管理費等})] \times (\text{消費税等率})</math></p> <p>(3) 設計変更の積算 業務委託の変更は、官積算書を基にして次式により積算する。 業務価格 (落札率に乗じた額) = 変更官積算業務価格 <math>\times \{(\text{直前の請負額}) / (\text{直前の官積算額})\}</math> 変更業務額科目 = 業務価格 (落札額に乗じた額) <math>\times (1 + \text{消費税等率})</math></p> <p>【参考資料】電子成果品作成費 (下水道施設設計業務 (管渠、ポンプ場、終末処理場)) 「土木設計業務等の電子納品要領 (第9)」に基づく電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。 ただし、電子成果品の内容等が、上記の納品要領と異なる場合など、これによりがたい場合は、別途考慮する。</p> <p>電子成果品作成費 (千円) = <math>6.9X^{**}</math></p> <p>ただし、X : 直接人件費 (千円) (注) 1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位 (小数点以下切り捨て) で代入する。 2. 算出された電子成果品作成費 (千円) は千円未満を切り捨てる (小数点以下切り捨て) ものとする。 3. 電子成果品作成費の上下限については、上限 : 700千円、下限 20千円とする。 <u>4. 基本計画決定業務と併せて行う業務については、主たる業務 (判断基準は直接人件費の金額) の算定式を適用する。</u></p>	<p>文言の追加</p>

## ホ 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税法及び地方税法に基づき、設計業務等に課せられる消費税等の額とする。

$$\text{消費税等相当額} = \left[ \left\{ \left( \text{直接人件費} \right) + \left( \text{直接経費} \right) + \left( \text{その他原価} \right) \right\} + \left( \text{一般管理費等} \right) \right] \times \left( \text{消費税等率} \right)$$

## (3) 設計変更の積算

業務委託の変更は、官積算書を基にして次式により積算する。

$$\begin{aligned} \text{業務価格（落札率に乗じた額）} &= \text{変更官積算業務価格} \\ &\quad \times \left\{ \left( \text{直前の請負額} \right) / \left( \text{直前の官積算額} \right) \right\} \\ \text{変更業務委託料} &= \text{業務価格（落札額に乗じた額）} \times \left( 1 + \text{消費税等率} \right) \end{aligned}$$

## 【参考資料】電子成果品作成費（下水道基本計画策定）

「土木設計業務等の電子納品要領（案）」に基づく電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。ただし、電子成果品の内容等が、上記の納品要領と異なる場合など、これによりがたい場合は、別途考慮する。

$$\text{電子成果品作成費（千円）} = 5.1 X^{0.38}$$

ただし、X：直接人件費（千円）

- （注）
1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位（小数点以下切り捨て）で代入する。
  2. 算出された電子成果品作成費（千円）は千円未満を切り捨てる（小数点以下切り捨て）ものとする。
  3. 電子成果品作成費の上下限については、上限：250千円、下限20千円とする。
  4. 施設設計業務と併せて行う業務については、主たる業務（判断基準は直接人件費の金額）の算定式を適用する。

## ホ 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税法及び地方税法に基づき、設計業務等に課せられる消費税等の額とする。

消費税等相当額 =  $\{[(直接人件費) + (直接経費) + (その他原価)] + (一般管理費等)\} \times$   
(消費税等率)

## (3) 設計変更の積算

業務委託の変更は、官積算書を基にして次式により積算する。

業務価格（落札率に乗じた額） = 変更官積算業務価格  
 $\times \{(直前の請負額) / (直前の官積算額)\}$

変更業務委託料 = 業務価格（落札額に乗じた額） $\times (1 + 消費税等率)$

【参考資料】電子成果品作成費（下水道施設設計業務（管渠、ポンプ場、終末処理場））

「土木設計業務等の電子納品要領（案）」に基づく電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。

ただし、電子成果品の内容等が、上記の納品要領と異なる場合など、これによりがたい場合は、別途考慮する。

電子成果品作成費（千円） =  $6.9 X^{0.45}$

ただし、X：直接人件費（千円）

- (注) 1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位（小数点以下切り捨て）で代入する。
2. 算出された電子成果品作成費（千円）は千円未満を切り捨てる（小数点以下切り捨て）ものとする。
3. 電子成果品作成費の上下限については、上限：700千円、下限20千円とする。
4. 基本計画策定業務と併せて行う業務については、主たる業務（判断基準は直接人件費の金額）の算定式を適用する。